

一般社団法人

ソーラ・ヒーリング 協会

会員規約

一般社団法人ソーラ・ヒーリング協会 会員規約

第1章 総則

第1条 (活動目的等)

- 1 一般社団法人ソーラ・ヒーリング協会は、『多くの人の心が丸くなり、自分らしく輝くことで、世の中が調和の愛で満ちた世界になること』を目指し活動することを協会理念とし、『ソーラ・ヒーリング及びチャクラカウンセリング』の概念の普及を通じ、心身の不調や自身の生き方に悩む多くの方々を癒し、樂にし、より充実した人生を生きていただくためのきっかけづくりに資することを、その活動の目的としています。
- 2 前項の活動目的を達成するために、当協会は分科会会員、マスターヒーリング会員、ソーラヒーリング会員（以下、総称して「会員」といいます。）を募り、会員組織を構成します。

第2条 (本規約の範囲)

本規約は、当協会に入会した会員が遵守すべき一切の事項に適用されます。

第2章 会員

第3条 (会員資格)

当協会の活動目的に賛同する個人で、当協会が主催する次の各号のセミナーを修了した者又は、DVD購入者にそれぞれ次の各号の会員資格が与えられるものとします。

(1) 分科会会員

調和セミナー全課程並びに、ソーラヒーリングチャクラカウンセリングセミナー修了者

(2) マスターヒーリング会員

ソーラ・ヒーリング調和セミナー(I、II、III各課程)修了者

(3) ソーラ・ヒーリング会員

アチューンメントセミナー修了者、DVD購入者

第4条(入会)

当協会に入会を希望する者は、次の各号の全ての要件を満たしたとき、当協会の会員となり、当協会との間に会員契約が成立したものとします。

- (1) 当協会所定の申込み方法により入会申込みをし、当協会の承認を得ていること
- (2) 入会に際し必要な入会金、会費等その他当協会が定める費用を指定期限までに支払っていること
- (3) 本規約内容に同意していること

第5条(入会の不承認)

前条項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合、当協会は入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込書の内容に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に当協会から会員資格を取消されたことがある場合
- (3) 過去に当協会を退会したことがある場合
- (4) その他当協会が、入会を承認することが妥当でないと判断した場合

第6条(入会金及び会費の支払い等)

- 1 新規に会員となったものは入会金として、30,000円(税込)を支払うものとします。
- 2 各会員における会費の額は、次の各号の通りとします。

(1) 分科会会員

5,000円(税込)／月

(2) マスターヒーリング会員

5,000円(税込)／月

(3) ソーラ・ヒーリング会員

3,000円(税込)／月

- 3 会員は、毎月20日(土日祝祭日の場合は翌銀行営業日)に、前項各号の会費を翌月分として当協会が指定する代金回収業者を通じ、自動口座振替により支払うものとします。
- 4 過去に会員であった者で、再入会を希望する入会希望者は、再入会費用5万円(税込)を当協会に支払い、別途入会の承認審査を受けるものとします。
- 5 会員はそれぞれのコミュニティに所属する。

第7条(会費等の払戻)

会員が当協会に支払った入会金、会費及び再入会費用その他の費用(以下「会費等」といいます。)については、その理由の如何を問わず、これを返還しません。

第8条(有効期間)

当協会と会員との会員契約の有効期間は、毎月1日から同月末日まで(入会の初月度は入会した日から同月末日まで)とし、第6条の会費等を期限内に支払うことで、その期間が一カ月毎更新されるものとします。

第9条(変更の届出)

1 会員は、その氏名もしくは名称、住所、連絡先等の登録内容に変更が生じた場合には、2週間以内にその旨及び変更後の内容を当協会に通知するものとします。

(info@gamon.co.jp 宛に、件名を「会員登録情報変更」とし、Eメールでご連絡ください。)

2 当協会は、会員が前項の通知を行わなかった事による会員その他第三者の不利益についてその責を負いません。

第10条(会員の資格承継)

1 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとします。

2 会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買することによる資格継承は出来ません。

第11条(休会)

会員は、当協会がやむを得ない事情と判断した場合に限り、休会(最長1年間)することができます。その場合、会員は、当協会所定の方法により休会申請を行うものとし、休会中は全ての会員特典を受けることはできません。また、休会期間を経過し、会員復帰の通知がない場合は自動的に退会扱いとなります。

(info@gamon.co.jp 宛に件名を「休会希望」とし、Eメールでご連絡ください。)

第12条(退会)

会員が退会をしようとするときは、その退会の日から1ヶ月前までに、当協会所定の方法により退会の通知をすることを要します。(info@gamon.co.jp 宛に件名を「退会希望」とし、Eメールでご連絡ください。)

また、当協会が指定する期限内に会費等の支払いが行われない場合は、理由の如何を問わず退会となります。なお、インストラクター及び講師資格保有者で当協会の著作物を所有している場合は、返却が義務づけられます。また退会後は理由の如何を問わず、当協会の著作物の使用はできません。

第13条(会員資格の取消し)

当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、当該会員に対し事前に通知または勧告することなく、本会員契約を解除し、会員資格を取消すことが出来るものとします。なお、この場合も、第7条同様当該会員に対し、受領済みの会費等は返還されません。

- (1) 期限内に会費等が支払われない場合
- (2) 法令及び条例または公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷するなど、その名誉と信用を失墜させる行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当協会が認めた場合
- (5) 当協会の許可なく、当協会と競業する事業を行った場合
- (6) 当協会の許可なく、当協会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員または当協会が主催するセミナー受講者に向けて行った場合
- (7) 当協会の許可なく、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動もしくは、これに類似する行為を会員または当協会が主催するセミナー受講者に向けて行った場合
- (8) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (9) 本規約その他当協会が定める規約、規程、指針等に違反した場合
- (10) その他、会員として不適格と当協会が判断する相当な事由が発生した場合

第3章 会員の権利

第14条(権利)

(1) 分科会会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

- ①ソーラ・ヒーリング®(登録第5739802号)の名称を使用し、施術メニューに加える等の営利または非営利活動ができます。
- ②当協会が主催する「分科会コミュニティ」に参加することができます。
- ③当協会が主催するソーラ・ヒーリング調和セミナーⅠ、Ⅱ及びⅢを再受講する場合、3万円(税抜き)で受講できます。
- ④当協会が主催するソーラ・ヒーリングチャクラカウンセリングセミナーを再受講する場合は5万円(税抜き)で受講できます。
- ⑤当協会が主催するブラッシュアップセミナー及びシークレットセミナーに受講することができます。
- ⑥当協会が主催する認定講師養成セミナーを受講できます。
- ⑦当協会が主催する認定講師養成セミナーを再受講する場合は特別価格で受講できます。
- ⑧会員向けメールマガジンを購読できます。
- ⑨当協会ホームページへ個人及び治療院・店舗等の情報を無料で掲載できます。
- ⑩当協会が主催するソーラ・ヒーリングセミナーにおいて、当協会所定の技術・知識・人格等の審査により、当協会が認めた場合、セミナーの認定講師となることができます。
- ⑪自身が協会認定講師として主催する「ソーラ・ヒーリングアチューメントセミナー」「調和セミナー」について、当協会ホームページ及び当協会が発行するメールマガジンに、その開催情報を無料で掲載できます。
- ⑫各種セミナー、イベントの優先案内が受けられます。
- ⑬その他当協会が別途定める権利があります。

(2) マスターヒーリング会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

- ①ソーラ・ヒーリング®(登録第5739802号)の名称を使用し、施術メニューに加える等の営利または非営利活動ができます。
- ②当協会が主催する「マスターヒーリングコミュニティ」に参加することができます。
- ③当協会が主催する「アチューメントセミナー」認定講師養成セミナーを受講することができます。
- ④当協会が主催するソーラ・ヒーリング調和セミナーⅠ、Ⅱ及びⅢ、を再受講する場合、1開催につき3万円(税抜き)で受講できます。
- ⑤当協会が主催するソーラ・ヒーリングチャクラカウンセリングセミナーの受講権利が与えられます。
- ⑥当協会が主催するブラッシュアップセミナー及びシークレットセミナーを受講できます。

- ⑦会員向けメールマガジンを購読できます。
- ⑧当協会ホームページへ個人及び治療院・店舗等の情報を無料で掲載できます。
- ⑨当協会が主催するソーラ・ヒーリングセミナーにおいて、当協会所定の技術・知識・人格等の審査により、当協会が認めた場合、セミナーの認定講師となることができます。
- ⑩自身が協会認定講師として主催する「ソーラ・ヒーリングアチューメントセミナー」について、当協会ホームページ及び当協会が発行するメールマガジンに、その開催情報を無料で掲載できます。
- ⑪各種セミナー、イベントの優先案内が受けられます。
- ⑫その他当協会が別途定める権利があります。

(3) ソーラヒーリング会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

- ①ソーラ・ヒーリング®（登録第 5739802 号）の名称を使用し、施術メニューに加える等の営利または非営利活動ができます。但しアチューンメントセミナー受講修了者に限ります。
- ②当協会が主催する「ソーラヒーリングコミュニティ」に参加することができます。
- ③当協会が主催するソーラ・ヒーリングアチューメントセミナーを再受講する場合、1 開催につき 2.5 万円（税抜き）で受講できます。
- ④当協会が主催するソーラ・ヒーリング調和セミナーを受講する場合は優先的に受講することができます。
- ⑤当協会が主催するソーラ・ヒーリング調和（コンプリート）セミナー受講する場合、特別価格で受講できます。
- ⑥会員向けメールマガジンを購読できます。
- ⑦各種セミナー、イベントの優先案内が受けられます。
- ⑧その他当協会が別途定める権利があります。

第4章 その他

第15条(著作権)

当協会が提供または使用を許諾する文書、印刷物、ソフトウェア及びその他のデジタルデータに関する著作権、特許、商標、意匠、ノウハウ及びその他のすべての財産権（以下「本著作物等」といいます。）は、当協会または当協会へ使用許諾している第三者へ独占的に帰属します。会員は、当協会の事前の書面による承諾を得ることなく、次に掲げる本著作物等を侵害する行為を行うことを禁止します。

- (1) 本著作物等の内容を、自己または第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己または第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- (4) 会員が退会・除名等により会員資格を損失した後も、本条項の規定は継続して効力を有するものとします。

第16条(秘密保持)

会員は、当協会より開示された当協会固有の技術上、営業上の情報、当協会主催のセミナーの受講等を通じて得られた他の受講者及び講師、並びに当協会職員の個人情報を秘密として厳密に保持するものとし、これらの情報を第三者に開示、漏えい、提供することを禁止します。また、会員が退会・除名等により会員資格を損失した後も、本条項の規定は継続して効力を有するものとします。

第17条(競業禁止)

会員は、本会員契約の期間中並びに会員資格喪失後においても、当協会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己または第三者の名をもって当協会と同種または類似の事業を行い、もしくは役務の提供を行ってはならず、いかなる従事もしてはいけません。

第18条(個人情報)

次の各号に該当する場合、当協会は、入会申込及び提出書類に記載された会員の個人情報を、適宜利用し、もしくは第三者へ提供する場合があります。

- (1) 当協会の活動の範囲内において使用する場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは、地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第19条(免責及び損害賠償)

- 1 会員は、当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとします。
- 2 会員は、本規約及び本規約に基づく諸規則その他当協会が定める規則等に違反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を被った場合、当該会員はその損害を賠償するものとします。
- 3 会員が退会・除名等により会員資格を損失した後も、本条の規定は継続して効力を有するものとします。

第20条(会員間の紛争)

- 1 会員間相互に生じた紛争について、当協会には一切その責任を負いません。
- 2 前項について、会員は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当協会は一切関知しません。

第21条(規約の追加・変更)

- 1 当協会は、当協会会長の決定に基づき、会員の事前の承諾を得ることなく本規約及び本規約に付随する規程等の全部又は一部を変更することができるものとします。
- 2 前項の場合、当協会ホームページで変更した旨を通知する等その他の方法で会員に対し発信した時点より効力を有します。

第22条(訴訟管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所をその管轄裁判所とします。

第23条(協議事項)

本規約の内容について協議が生じた場合、または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

その他(コミュニティについて)

- 1 当協会の主催するコミュニティは、分科会コミュニティ、マスターヒーリングコミュニティ、ソーラヒーリングコミュニティの3つとする。
- 2 当協会の主催するコミュニティの活動は、オンラインにて講習、相互シェア、意見交換などを行う。

附 則

- 1 本規約は平成 23 年 12 月 1 日より施行
- 2 平成 24 年 1 月 1 日一部改定
- 3 平成 28 年 4 月 1 日一部改定
- 3 平成 29 年 3 月 1 日一部改定
- 4 令和 02 年 3 月 1 日一部改定
- 5 令和 05 年 9 月 1 日一部改訂